

5. 資料編（施策の考え方）

アクションプログラムにて示した施策のうち、道路事業や河川事業など主な施策については、以下の考え方に基づき、取り組んでまいります。

■道路事業における整備の考え方

・中期計画期間中における各道路施策については、「今後の道路投資の基本的考え方」、「幹線道路ネットワークの将来形の見極め」を踏まえ、関連事業の進展等により必要性が高まったものや早期に効果発現が期待できるもの、などの観点から、事業化に向けた検討に着手して、優先性を判定し、継続事業の進捗を見ながら、順次、整備を行っていきます。

《道路・街路整備事業の休止路線再開の考え方》

【対象路線】H23年度時点で一時休止となっている路線

①整備必要性の増大

- 例 ・大規模関連事業の事業化
・新たな道路整備など周辺交通状況の変化
・防災拠点のアクセス性強化などの防災・減災対策

②事業費の縮減

- 例 ・区間や幅員の見直しによる全体事業費の減

①、②の条件をともに満たす

Yes

再開

No

休止継続

ただし、局所改良などの代替案について、

代替案実施

《道路・街路整備事業の新規着手の考え方》

【対象路線】幹線道路ネットワークの将来形の見極め(P14)を踏まえた整備が必要な路線

評価(①または②を満たすもの)

- ①新たな都市拠点や道路ネットワークの整備などが進み、周辺地域への流入交通の増大が見込まれる路線
②広域緊急交通路や防災環境軸、防災拠点アクセス、橋梁の代替性確保など、防災、減災に資する路線

Yes

集中投資により、着手後10年間で事業効果の発現が見込まれる区間を設定

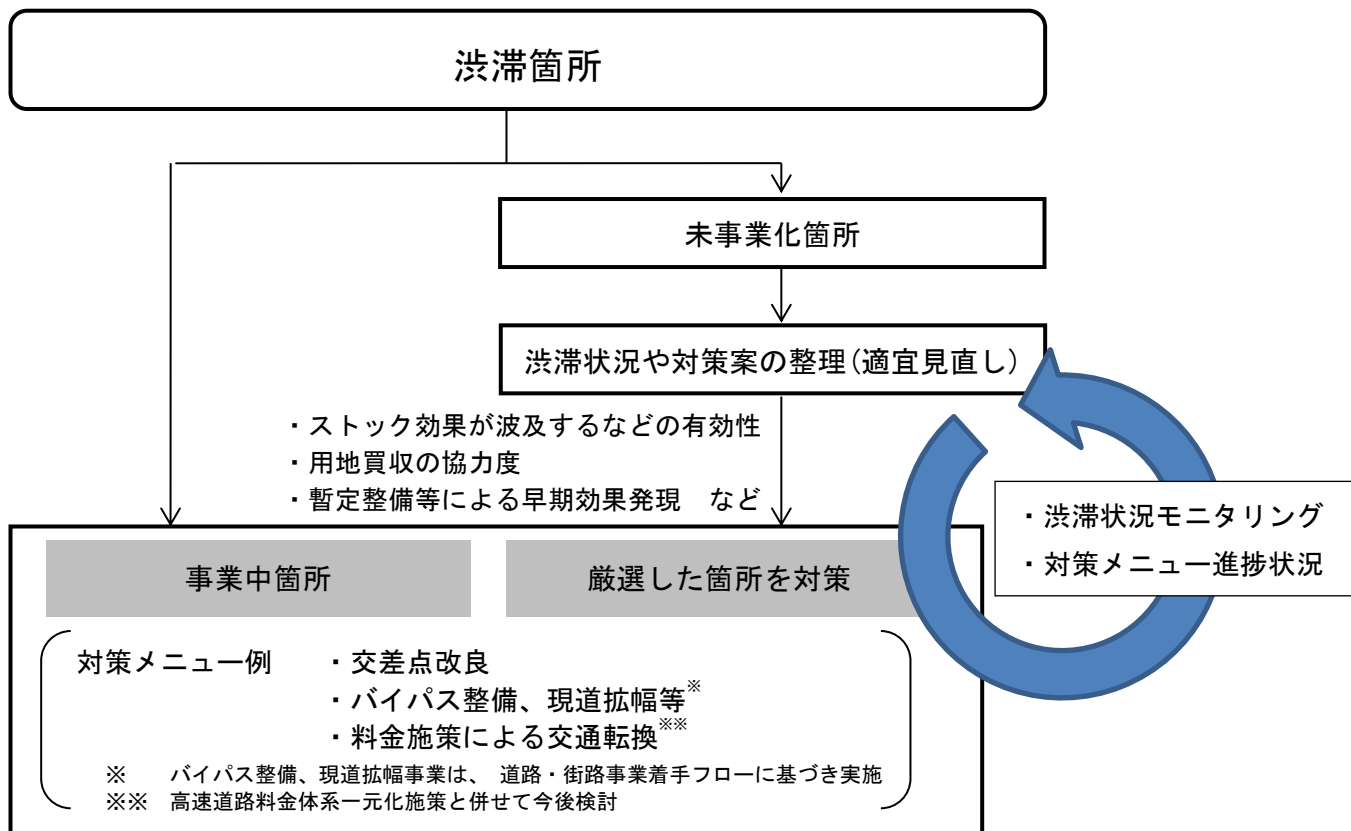
新規着手

No

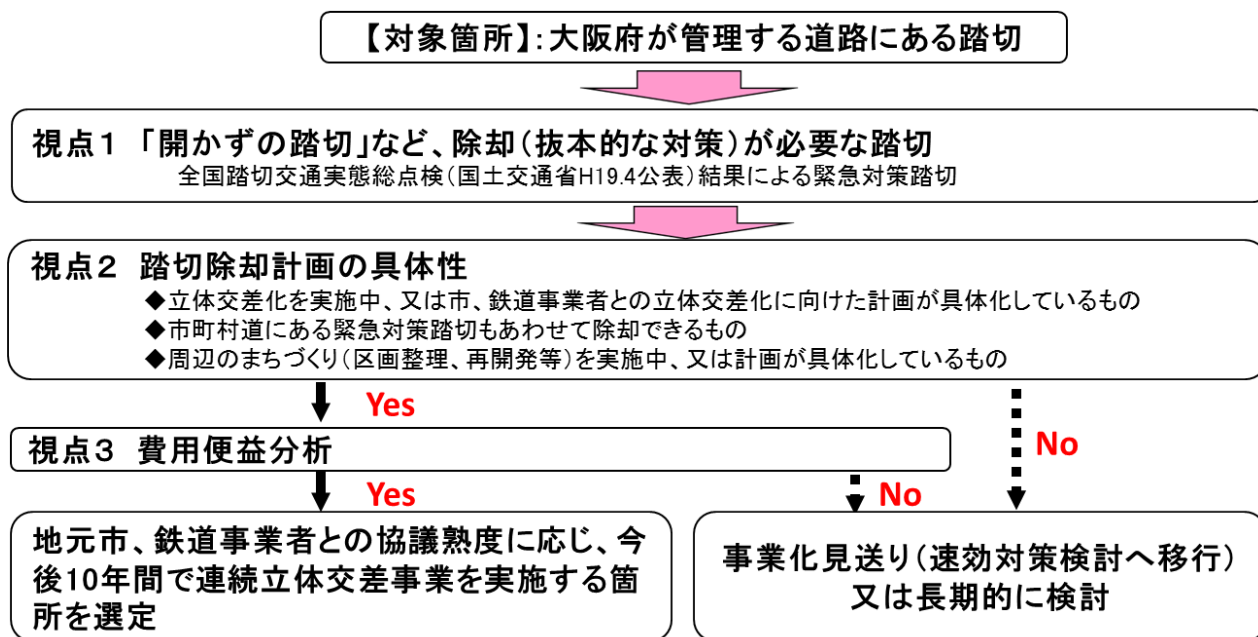
評価①と②の状況の変化により今後、着手時期を見極めていく

《渋滞対策の考え方》 ※点検により考え方を整理

短期間に少ない投資で効果が期待できる現道内での対策などは概ね完了し、今後の対策箇所の多くは、用地買収等による期間と費用を要するため、早期効果発現の観点から、箇所を厳選し、用地買収の協力度など地域の状況を踏まえつつ、交通状況に応じた対策に取り組めます。



《踏切抜本対策の考え方》



《歩道整備の考え方》 ※点検により考え方を整理

計画点検の結果、用地買収が難航するなど事業が長期化している区間が見られたことから、新規に事業着手する際には、用地買収の協力度や市町村との連携等、地域状況を総合的に勘案し、着実に事業を推進していきます。

【対象路線】

- 歩道未整備（歩道幅員2.0m未満含む）の道路
- バリアフリー法に基づく特定道路及び生活関連経路

◎次の要件のいずれかに該当する

- 通学路
- 交通量、歩行者等が多い
- バリアフリー法に基づく特定道路及び生活関連経路

YES

NO

【重点化区間】

【重点化区間外】

事業化が困難

- ・交通量等の定量的評価
- ・関連事業
- ・市町村等の事業への協力体制
- ・代替ルートの有無
- ・用地買収の協力度

など、地域状況を総合的に勘案し、優先整備区間を設定する。

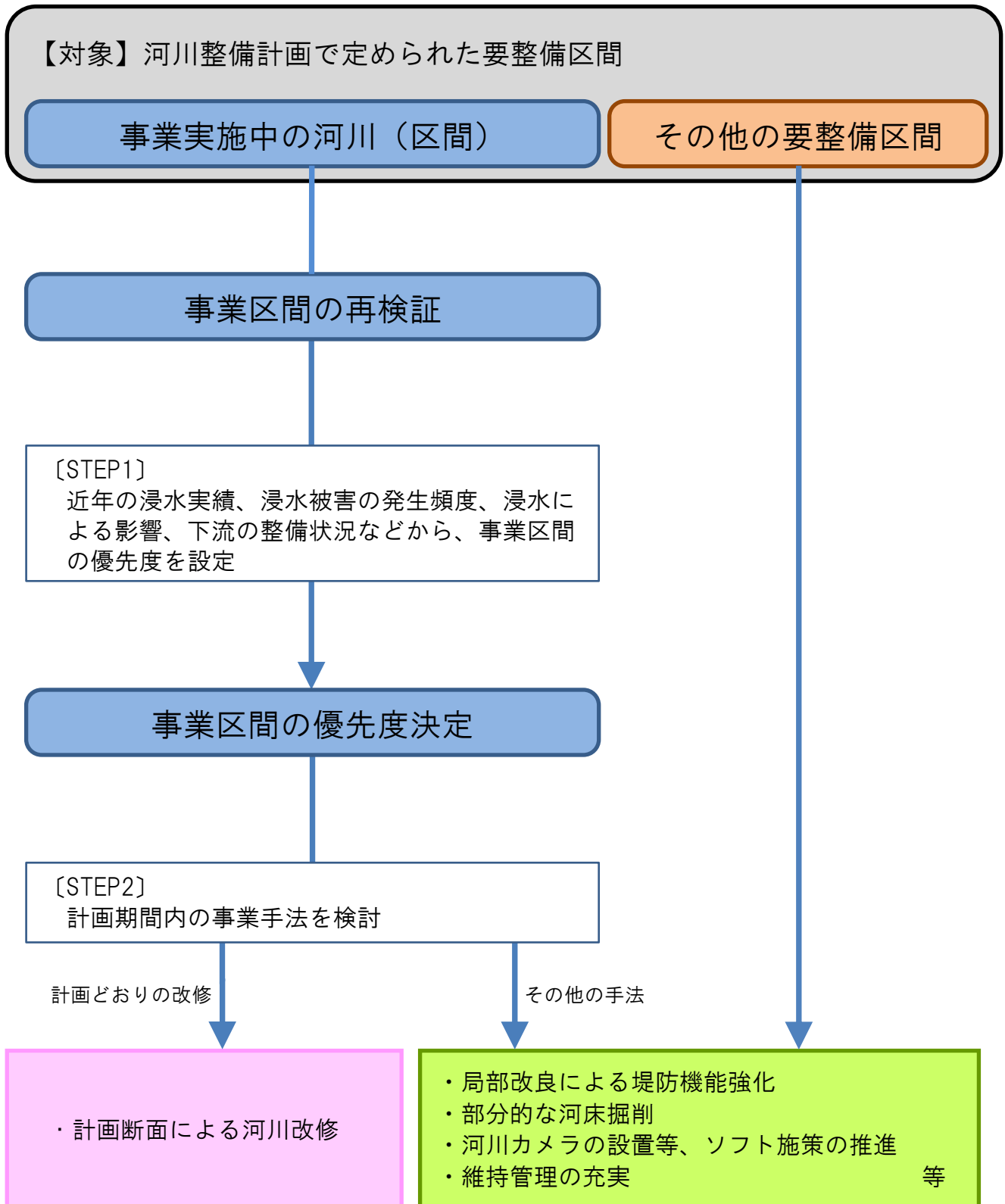
※ただし、例外として

要望区間の大半部分で沿道地権者の用地協力が確実に得られる、かつ市町村等の協力が得られるなど、短期間で事業完了が見込まれる区間は事業化を検討。

【優先整備区間】（概ね10年で整備するもの）

■中小河川改修事業における整備の考え方 ※点検により考え方を整理

中期計画期間中における整備については、「今後の治水対策の進め方」を踏まえ、以下の考え方に基づき、取り組みます。



新たな浸水被害が発生した場合、「その他の要整備区間」でも優先度のランクアップにより、「計画断面による河川改修」を行う場合もあります。

■土砂災害対策施設整備の考え方 ※今後の土砂災害対策の進め方 より

土砂災害に対する施設整備の進め方については、土砂災害防止法に基づく区域指定に必要な調査(基礎調査)結果に基づき、現地の危険度および、災害が発生した際の影響の大きさの2軸で対象箇所を評価し、優先順位の高い箇所から順次実施することとしています。なお、防災に関する市町村や地域の取り組みなどを勘案し、優先順位のランクアップを行います。

